

J60335-2-J5 (H14)

家庭用及びこれに類する電気機器の安全
パート 2 : 温風暖房機の個別要求事項

家庭用及びこれに類する電気機器の安全

パート 2：温風暖房機の個別要求事項

1. 適用範囲

パート 1 のこの項目は、下記と置き換える。

この規格は、家庭用及び類似の部屋の暖をとることを目的とし、燃料にガス又は石油を使用し、電動式温風ファンにより温風を室内に供給する温風暖房機の安全を取り扱う。それらの定格電圧は単相機器の場合は、250V以下、その他の機器の場合には480V以下である。

石油及びガスに関する安全規定については、別の規定が必要となる。

この規格の適用範囲内にある温風暖房機には下記のものが含まれる。

- － 密閉式石油ストーブ (JIS S 2031)
- － 密閉式ガスストーブ (JIS S 2122)
- － 半密閉式石油ストーブ (JIS S 2039)
- － 半密閉式ガスストーブ (JIS S 2122)
- － 強制通気形開放式石油ストーブ (JIS S 2036)
- － 強制通気形開放式ガスストーブ (JIS S 2122)
- － 温風暖房機 (JIS A 4003)

この規格は下記には適用されない。

- － 腐食性か爆発性の雰囲気（塵埃、蒸気あるいはガス）のような、特別な状態が支配的である場所で使用を意図した機器

2. 用語の定義

パート 1 のこの項目を、下記を除いて適用する。

2.2.9 置換：

通常動作： 取扱説明書にしたがって、燃料として石油を使用するものは、容器に規定量の指定された油種の石油を入れ、また、燃料としてガスを使用するものは、規定のガス種で、それぞれ、通常の燃焼状態で運転する。

2.2.101 密閉式とは、給排気筒を外気に接する壁を貫通して屋外へ出し、給気と排気を行い、燃焼室が屋内に対して密閉構造となっている方式をいう。

2.2.102 半密閉式とは、燃焼用空気を室内から採り、燃焼ガスを排気筒を用いて屋外へ排出する方式をいう。

2.2.103 開放式とは、燃焼用空気を室内から採り、燃焼ガスを燃焼器具からそのまま室内に排気する方式をいう。

3. 一般要求事項

パート 1 のこの項目を適用する。

4. 試験に関する共通条件

パート 1 のこの項目を、下記を除いて適用する。

4.101 機器はモーター駆動機器として扱う。

5. 欠如

6. 分類

パート 1 のこの項目を適用する。

7. 表示及び取扱説明

パート1のこの項目を、下記を除いて適用する。

7.12 追加：

機器の取扱説明書には、次の警告を含めなければならない。

警告 — 高温部接触による火傷に注意すること。

燃料として、石油を使用する機器の場合、

警告 — 燃料には、指定された油種の石油以外のものを使用しないこと。

燃料として、ガスを使用する機器の場合、

警告 — 指定されたガス種以外には使用しないこと。

半密閉式及び開放式については、理容店、クリーニング店等のスプレーや化学製品を使う場所での使用を禁止することを取扱説明書に記載すること。

8. 充電部への可触に対する保護

パート1のこの項目を適用する。

9. モーター駆動機器の始動

パート1のこの項目を適用する。

10. 入力及び電流

パート1のこの項目を適用する。

11. 温度上昇

パート1のこの項目を、下記を除いて適用する。

11.2 追加：

機器は、該当するJIS規格の設置条件にそって置く。

11.7 置換：

機器は、定常状態に達するまで運転する。

11.8 追加：

表3のモーター駆動機器の外部温度は適用しない。ただし、ストーブの表面で、燃燒室（筒）、燃燒室（筒）上部ケーシング、ガード、排気筒、排気筒取付口周辺及び送風機のあるストーブの温風吹出し側のケーシング以外の手を触れるおそれのある部分は、限度値を130Kとする。

12. 欠如

13. 運転時の漏洩電流及び耐電性

パート1のこの項目を適用する。

14. 欠如

15. 耐湿性

パート1のこの項目を、下記を除いて適用する。

15.2 追加：

加湿機構等の、通常使用時に液体がこぼれるおそれのある機器は、液体のこぼれにより、電気絶縁に影響を及ぼさないような構造でなければならない。

16. 漏洩電流及び耐電性

パート1のこの項目を適用する。

17. 変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護

パート1のこの項目を適用する。

18. 耐久性

パート1のこの項目は、適用しない。

19. 異常運転

パート1のこの項目を、下記を除いて適用する。

19.2 適用しない。

19.3 適用しない。

19.4 適用しない。

20. 安定性及び機械的危険

パート1のこの項目を、下記を除いて適用する。

20.1 追加：

転倒や地震等に対する保護装置が付いている機器は、モーター駆動機器と同様に扱う。その他は、電熱機器と同様に扱う。

21. 機械的強度

パート1のこの項目を適用する。

22. 構造

パート1のこの項目を適用する。

23. 内部配線

パート1のこの項目を、下記を除いて適用する。

23.101 追加：

内部配線は、通常使用時に生じる温度に十分耐えなければならない。

24. 部品

パート1のこの項目を適用する。

25. 電源接続及び外部可撓コード

パート1のこの項目を適用する。

26. 外部電線用端子

パート1のこの項目を適用する。

27. アース接続

パート1のこの項目を適用する。

28. ねじ及び接続

パート 1 のこの項目を適用する。

29. 沿面距離、空間距離及び通し絶縁距離

パート 1 のこの項目を適用する。

30. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性

パート 1 のこの項目を適用する。

31. 耐腐食性

パート 1 のこの項目を適用する。

32. エックス線放射、毒性その他これに類する危険性

パート 1 のこの項目を適用する。

附属書

パート 1 の附属書を適用する。